

令和5年門真市議会第1回臨時会



議 案 書

門 真 市

第1回臨時会付議事件目次

		ページ
第1	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（門真市税 条例の一部を改正する条例について） …………… 1
第2	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年 度門真市一般会計補正予算（第15号）について） …… 11
第3	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年 度門真市一般会計補正予算（第2号）について） …… 43

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月23日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

門真市税条例の一部を改正する条例について

専決第2号

門真市税条例の一部を改正する条例について

門真市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日 専決

門真市長 宮本 一孝

記

門真市税条例の一部を改正する条例

門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）</u>で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>附 則 (固定資産税の課税標準の特例に係る読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの</u></p> <p>_____を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>附 則 (固定資産税の課税標準の特例に係る読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>

改正後	改正前
<p>第10条の2</p> <p>1～2 略</p> <p>3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。</p> <p>4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>第10条の2</p> <p>1～2 略</p> <p>3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。</p> <p>4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

改正後	改正前
17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
20 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	20 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	21 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
22 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
24 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
25 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
26 略	26 略
	27 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第11条	第11条
1～11 略	1～11 略
12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を	12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を

改正後	改正前
<p>満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>13 略</p>	<p>満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>13 略</p>
<p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第11条の2</p> <p>1 略</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第82条の規定は適用しない。</p> <p>3～4 略</p> <p>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>	<p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第11条の2</p> <p>1 略</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第82条の規定は適用しない。</p> <p>3～4 略</p> <p>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>
<p>第11条の3</p> <p>1 略</p> <p>2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第82条の規定は適用しない。</p> <p>3～4 略</p> <p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>	<p>第11条の3</p> <p>1 略</p> <p>2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第82条の規定は適用しない。</p> <p>3～4 略</p>
<p>第11条の4 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第60条第6項の規定により同項に規定する仮換地等</p>	

改正後	改正前
<p>に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	
<p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が政令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p>	
<p>(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p>	
<p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p>	
<p>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p>	
<p>2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第82条の規定は適用しない。</p>	
<p>3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産</p>	

改正後	改正前
<p>税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>	
<p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	
<p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p>	
<p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p>	
<p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p>	
<p>(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p>	
<p>4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>	
<p>（都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定）</p>	<p>（都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定）</p>
<p>第36条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項、第15条の2第</p>	<p>第36条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第</p>

改正後	改正前
2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第89条の改正規定及び附則第3条の規定は、同年7月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の門真市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第89条の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月23日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和4年度門真市一般会計補正予算（第15号）について

専決第3号

令和4年度門真市一般会計補正予算（第15号）について

令和4年度門真市一般会計補正予算（第15号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和4年度門真市一般会計補正予算（第15号）

令和4年度門真市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,004,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,554,414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和5年3月31日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	地方譲与税	199,361	△288	199,073
	3 森林環境譲与税	12,814	△288	12,526
14	国庫支出金	23,391,876	21,009	23,412,885
	2 国庫補助金	9,514,447	21,009	9,535,456
16	財産収入	234,301	1,228	235,529
	1 財産運用収入	50,602	1,228	51,830
17	寄附金	1,610,000	△40,606	1,569,394
	1 寄附金	1,610,000	△40,606	1,569,394
18	繰入金	1,408,922	1,023,077	2,431,999
	1 基金繰入金	1,408,922	1,023,077	2,431,999
	歳 入 合 計	72,549,994	1,004,420	73,554,414

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	7,225,014	1,000,798	8,225,812
	1 総務管理費	6,180,875	1,000,798	7,181,673
3	民生費	33,607,117	1,313	33,608,430
	1 社会福祉費	12,964,553	1,313	12,965,866
	2 児童福祉費	8,113,287	0	8,113,287
4	衛生費	5,954,634	130	5,954,764
	1 保健衛生費	3,290,654	130	3,290,784
	2 清掃費	2,663,980	0	2,663,980
6	商工費	798,443	0	798,443
	1 商工費	798,443	0	798,443
7	土木費	11,546,060	5,534	11,551,594
	2 道路橋りょう費	2,552,998	0	2,552,998
	4 都市計画費	5,944,129	218	5,944,347
	5 住宅費	2,564,012	5,316	2,569,328
9	教育費	4,314,819	302	4,315,121
	1 教育総務費	1,178,361	302	1,178,663
	2 小学校費	1,162,012	0	1,162,012
	3 中学校費	483,861	0	483,861
	6 保健体育費	529,937	0	529,937
12	予備費	68,392	△3,657	64,735
	1 予備費	68,392	△3,657	64,735
	歳 出 合 計	72,549,994	1,004,420	73,554,414

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事 業 名	金 額
7 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全対策事業（門真中央線安全対策整備工事）	千円 14,897
7 土木費	3 河川費	門 真 第 8 水 路 改 修 工 事	42,103

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
		85,218	915,580
		240,693	△239,380
		70,777	△70,647
		200	△200
5,144		37,299	△36,909
		445,599	△445,297
			△3,657
5,144	0	879,786	119,490

2 歳 入

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 森林環境譲与税	千円 12,814	千円 △288	千円 12,526
計	12,814	△288	12,526

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,207,185	15,865	1,223,050
4 土木費国庫補助金	4,164,198	5,144	4,169,342
計	9,514,447	21,009	9,535,456

1 6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

2 利子及び配当金	60	1,228	1,288
-----------	----	-------	-------

節		説	明
区 分	金 額		
1 森林環境譲与 税	千円 △288	森林環境譲与税	千円

17 新型コロナウ イルス感染症 対応地方創生 臨時交付金	15,865	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
16 社会資本整備 総合交付金	5,144	公的賃貸住宅家賃低廉化事業補助金	

1 利子及び配当 金	1,228	水洗便所改造資金貸付基金貸付利子	△43
		財政調整基金利子	117
		市営住宅建設基金利子	172
		減債基金利子	148
		森林環境基金利子	5
		都市整備基金利子	217
		福祉推進基金利子	29
		文化芸術振興基金利子	74
		環境保全基金利子	31
		教育振興基金利子	244
		まちづくり整備基金利子	234

2 款 地方譲与税 1 4 款 国庫支出金 1 6 款 財産収入

16款 財産収入
1項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	50,602	1,228	51,830

17款 寄附金
1項 寄附金

1 一般寄附金	1,600,000	△1,065,333	534,667
2 総務費寄附金	10,000	84,740	94,740
3 民生費寄附金	0	239,853	239,853
4 衛生費寄附金	0	70,746	70,746
5 土木費寄附金	0	72,868	72,868
6 教育費寄附金	0	556,320	556,320
7 商工費寄附金	0	200	200
計	1,610,000	△40,606	1,569,394

18款 繰入金
1項 基金繰入金

3 都市整備基金繰入金	260,656	△35,958	224,698
6 教育振興基金繰入金	244,922	△110,965	133,957
7 財政調整基金繰入金	250,000	1,170,000	1,420,000

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

1 一般寄附金	△1,065,333	一般寄附金	
1 総務費寄附金	84,740	総務費寄附金	84,640
		企業版ふるさと納税寄附金	100
1 民生費寄附金	239,853	民生費寄附金	
1 衛生費寄附金	70,746	衛生費寄附金	70,598
		企業版ふるさと納税寄附金	148
1 土木費寄附金	72,868	土木費寄附金	
1 教育費寄附金	556,320	教育費寄附金	
1 商工費寄附金	200	企業版ふるさと納税寄附金	

1 都市整備基金 繰入金	△35,958	都市整備基金繰入金	
1 教育振興基金 繰入金	△110,965	教育振興基金繰入金	
1 財政調整基金 繰入金	1,170,000	財政調整基金繰入金	

1 6 款 財産収入 1 7 款 寄附金 1 8 款 繰入金

18款 繰入金
1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	1,408,922	1,023,077	2,431,999

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

18款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
11 公民協働費	千円 21,185	千円 0	千円 21,185	千円	千円	千円 14,736 寄附金 14,736	千円 △14,736
13 文化芸術振興費	173,680	0	173,680			69,904 寄附金 69,904	△69,904
19 森林環境基金費	12,814	△282	12,532			5 財産収入 5	△287
20 まちづくり整備基金費	0	600,234	600,234			234 財産収入 234	600,000
21 財政調整基金費	489,096	623	489,719			117 財産収入 117	506
22 減債基金費	0	149	149			148 財産収入 148	1

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
25 積立金	△282	○施策評価対象外事業 森林環境基金積立事業 △282 積立金 △282 特定目的基金（固定資産） △282 基金積立金 △282
25 積立金	600,234	○施策評価対象外事業 まちづくり整備基金積立事業 600,234 積立金 600,234 特定目的基金（固定資産） 600,234 基金積立金 600,234
25 積立金	623	○施策評価対象外事業 財政調整基金積立事業 623 積立金 623 財政調整基金（流動資産） 623 基金積立金 623
25 積立金	149	○施策評価対象外事業 減債基金積立事業 149 積立金 149 減債基金（流動資産） 149 基金積立金 149

2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
23 職員退職手当基金費	千円 0	千円 300,000	千円 300,000	千円	千円	千円	千円 300,000
24 文化芸術振興基金費	0	100,074	100,074			74 財産収入 74	100,000
計	6,180,875	1,000,798	7,181,673	0	0	85,218	915,580

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	10,353,223	0	10,353,223			861 寄附金 861	△861
9 福祉推進基金費	0	1,313	1,313			1,312 財産収入 29 寄附金 1,283	1
計	12,964,553	1,313	12,965,866	0	0	2,173	△860

節		説明	千円
区分	金額		
25 積立金	千円 300,000	○施策評価対象外事業 職員退職手当基金積立事業 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金	千円 300,000 300,000 300,000 300,000
25 積立金	100,074	○施策評価対象外事業 文化芸術振興基金積立事業 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金	100,074 100,074 100,074 100,074

25 積立金	1,313	○施策評価対象外事業 福祉推進基金積立事業 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金	1,313 1,313 1,313 1,313

2款 総務費 3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 児童措置費	千円 6,379,200	千円 0	千円 6,379,200	千円	千円	千円 113,343 寄附金 113,343	千円 △113,343
5 こども医療 助成費	383,862	0	383,862			125,177 寄附金 125,177	△125,177
計	8,113,287	0	8,113,287	0	0	238,520	△238,520

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総 務費	591,930	0	591,930			70,000 寄附金 70,000	△70,000
4 環境美化保 全費	3,778	0	3,778			586 寄附金 586	△586
8 環境保全基 金費	0	130	130			129 財産収入 31 寄附金 98	1
計	3,290,654	130	3,290,784	0	0	70,715	△70,585

4款 衛生費
2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 リサイクル プラザ費	千円 11,417	千円 0	千円 11,417	千円	千円	千円 62 寄附金 62	千円 △62
計	2,663,980	0	2,663,980	0	0	62	△62

6款 商工費
1項 商工費

2 商工振興費	665,198	0	665,198			200 寄附金 200	△200
計	798,443	0	798,443	0	0	200	△200

7款 土木費
2項 道路橋りょう費

1 道路橋りょう 総務費	131,842	0	131,842			寄附金 7,725 繰入金 △7,725	
2 交通政策費	334,045	0	334,045			26,510 寄附金 26,510	△26,510
計	2,552,998	0	2,552,998	0	0	26,510	△26,510

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

4款 衛生費 6款 商工費 7款 土木費

7款 土木費
4項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 土地区画整理事業費	千円 607,618	千円 0	千円 607,618	千円	千円	千円 400 寄附金 400	千円 △400
5 公園費	135,712	0	135,712			10,000 寄附金 31,215 繰入金 △21,215	△10,000
6 緑化推進費	26,620	0	26,620			寄附金 7,018 繰入金 △7,018	
10 都市整備基金費	46,795	218	47,013			217 財産収入 217	1
計	5,944,129	218	5,944,347	0	0	10,617	△10,399

7款 土木費
5項 住宅費

3 市営住宅建設基金費	214,235	5,316	219,551	5,144 国庫支出金 5,144		172 財産収入 172	
-------------	---------	-------	---------	-------------------------	--	--------------------	--

7款 土木費
5項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 2,564,012	千円 5,316	千円 2,569,328	千円 5,144	千円 0	千円 172	千円 0

9款 教育費
1項 教育総務費

2 事務局費	767,562	0	767,562			寄附金 110,965 繰入金 △110,965	
3 教育振興費	375,832	0	375,832			寄附金 364	△364
6 教育振興基金費	0	302	302			財産収入 244 寄附金 57	1
計	1,178,361	302	1,178,663	0	0	665	△363

9款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	1,162,012	0	1,162,012			寄附金 78,665	△78,665
計	1,162,012	0	1,162,012	0	0	78,665	△78,665

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

25 積立金	302	○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事業 302 積立金 302 特定目的基金（固定資産） 302 基金積立金 302

7款 土木費 9款 教育費

9款 教育費
3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 420,500	千円 0	千円 420,500	千円	千円	千円 23,032 寄附金 23,032	千円 △23,032
計	483,861	0	483,861	0	0	23,032	△23,032

9款 教育費
6項 保健体育費

1 保健体育総務費	431,354	0	431,354			343,237 寄附金 343,237	△343,237
計	529,937	0	529,937	0	0	343,237	△343,237

12款 予備費
1項 予備費

1 予備費	68,392	△3,657	64,735				△3,657
計	68,392	△3,657	64,735	0	0	0	△3,657

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

9款 教育費 12款 予備費

繰越明許費説明書

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 交通政策費		千円 14,897	事業完了に日数を要するため
	15 工事請負費	14,897	

(款) 7 土木費

(項) 3 河川費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 河川総務費		千円 42,103	事業完了に日数を要するため
	15 工事請負費	42,103	

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月23日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和5年度門真市一般会計補正予算（第2号）について

専決第4号

令和5年度門真市一般会計補正予算（第2号）について

令和5年度門真市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和5年度門真市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度門真市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,027,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,427,436千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月26日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	19,258,965	797,660	20,056,625
	2 国庫補助金	5,589,483	797,660	6,387,143
18	繰入金	1,967,641	230,000	2,197,641
	1 基金繰入金	1,967,641	230,000	2,197,641
	歳入合計	69,399,776	1,027,660	70,427,436

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	6,817,392	5,411	6,822,803
	1 総務管理費	5,734,477	5,411	5,739,888
3	民生費	31,748,121	1,018,130	32,766,251
	1 社会福祉費	11,399,192	734,730	12,133,922
	2 児童福祉費	8,099,343	283,400	8,382,743
12	予備費	49,138	4,119	53,257
	1 予備費	49,138	4,119	53,257
	歳 出 合 計	69,399,776	1,027,660	70,427,436

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	一 般財源
千円	千円	千円	千円
13,078			△7,667
283,400			734,730
			4,119
296,478	0	0	731,182

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 131,934	千円 514,260	千円 646,194
2 民生費国庫補助金	435,498	283,400	718,898
計	5,589,483	797,660	6,387,143

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

8 財政調整基金繰入金	0	230,000	230,000
計	1,967,641	230,000	2,197,641

節		金額	説明	明
区分	金額			
6	個人番号カード交付事務費補助金	千円 13,078	個人番号カード交付事務費補助金	千円
14	マイナポイント事業費補助金	△7,667	マイナポイント事業費補助金	
17	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	508,849	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援（低所得世帯支援枠）	
50	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	283,400	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費分 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費分 子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親等世帯分）事務費分 子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親等世帯分）事業費分	7,044 120,900 8,106 147,350

1	財政調整基金繰入金	230,000	財政調整基金繰入金	

14款 国庫支出金 18款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
7 I T 推進費	千円 661,337	千円 5,411	千円 666,748	千円 13,078 国庫支出金 13,078	千円	千円	千円 △7,667
計	5,734,477	5,411	5,739,888	13,078	0	0	△7,667

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	6,182,307	734,730	6,917,037				734,730
-----------	-----------	---------	-----------	--	--	--	---------

節		説明	千円
区分	金額		
13	委託料	○効率的・効果的な行政運営 I C T 推進事業 委託料 各種業務委託料（費用） D X 推進業務委託料	5,411 5,411 5,411 5,411

2	給料	○生活保障と自立支援	795
3	職員手当等	物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業（新型コロナ対策）	1,388
			734,730
11	需用費	給料	100
		一般職給	795
12	役務費	一般職給	5,154
			795
13	委託料	職員手当等	57,793
		地域手当	112
14	使用料及び賃借料	超過勤務手当	500
		通勤手当	76
19	負担金補助及び交付金	需用費	669,000
		消耗品費	100
		役務費	5,154
		通信運搬費	2,511
		手数料	2,643
		委託料	57,793
		各種業務委託料（費用）	57,793
		物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付業務委託料	57,783

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	11,399,192	734,730	12,133,922	0	0	0	734,730

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	575,295	15,150	590,445	15,150			
				国庫支出金 15,150			

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		
		点字案内通知作成業務委託料	10
		使用料及び賃借料	500
		使用料及び賃借料（物件費）	500
		備品等借上料	500
		負担金補助及び交付金	669,000
		交付金	669,000
		物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金	669,000

1 報酬	2,046	○施策評価対象外事業	
3 職員手当等	2,301	ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業（新型コロナ対策）	7,044
9 旅費	94	報酬	2,046
11 需用費	204	会計年度任用職員	2,046
12 役務費	1,338	職員手当等	1,681
13 委託料	9,119	超過勤務手当	1,240
14 使用料及び賃借料	48	期末手当	441
		旅費	94
		費用弁償	94
		需用費	60
		消耗品費	45
		印刷製本費	15
		役務費	336
		通信運搬費	119
		手数料	217
		委託料	2,805

3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
2 児童措置費	6,284,380	268,250	6,552,630	268,250 国庫支出金 268,250			

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
		各種業務委託料（費用）	2,805
		システム改修業務委託料	2,805
		使用料及び賃借料	22
		使用料及び賃借料（物件費）	22
		乾式コピー借上料	22
		ふたり親等世帯生活支援特別給付金給付事業（新型コロナ対策）	8,106
		職員手当等	620
		超過勤務手当	620
		需用費	144
		消耗品費	57
		印刷製本費	87
		役務費	1,002
		通信運搬費	776
		手数料	226
		委託料	6,314
		各種業務委託料（費用）	6,314
		システム改修業務委託料	6,314
		使用料及び賃借料	26
		使用料及び賃借料（物件費）	26
		乾式コピー借上料	26
19 負担金補助及び交付金	268,250	○施策評価対象外事業	
		ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業（新型コロナ対策）	120,900
		負担金補助及び交付金	120,900
		交付金	120,900
		子育て世帯生活支援特別給付金	120,900
		ふたり親等世帯生活支援特別給付金給付事業（新型コロナ対策）	147,350

3款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	8,099,343	283,400	8,382,743	283,400	0	0	0

1 2 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	49,138	4,119	53,257				4,119
計	49,138	4,119	53,257	0	0	0	4,119

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		負担金補助及び交付金 147,350
		交付金 147,350
		子育て世帯生活支援特別給付金 147,350

3 款 民生費 1 2 款 予備費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(350) 866	481,093	3,041,644	2,591,179	6,113,916	1,191,274	7,305,190	
補 正 前	(348) 865	479,047	3,040,849	2,587,490	6,107,386	1,191,274	7,298,660	
比 較	(2) 1	2,046	795	3,689	6,530	—	6,530	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	97,285	457,808	279,453	83,404	116,724	837,225	595,516
	補 正 前	97,285	457,696	276,393	83,328	116,724	836,784	595,516
	比 較	—	112	3,060	76	—	441	—
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	69,776	44,593	4,808	1,370	3,025	192	
	補 正 前	69,776	44,593	4,808	1,370	3,025	192	
	比 較	—	—	—	—	—	—	—

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 767	2,872,475	2,436,361	5,308,836	1,060,578	6,369,414	
補 正 前	(3) 767	2,872,475	2,433,301	5,305,776	1,060,578	6,366,354	
比 較	(-) —	—	3,060	3,060	—	3,060	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	97,285	434,119	278,545	74,344	116,724	718,095	595,516
	補 正 前	97,285	434,119	275,485	74,344	116,724	718,095	595,516
	比 較	—	—	3,060	—	—	—	—
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	69,776	42,598	4,808	1,334	3,025	192	
	補 正 前	69,776	42,598	4,808	1,334	3,025	192	
	比 較	—	—	—	—	—	—	—

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(347) 99	481,093	169,169	154,818	805,080	130,696	935,776	
補 正 前	(345) 98	479,047	168,374	154,189	801,610	130,696	932,306	
比 較	(2) 1	2,046	795	629	3,470	-	3,470	

区 分	職 員 数 (人)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
		補 正 後	99	-	23,689	908	9,060	-
補 正 前	98	-	23,577	908	8,984	-	118,689	-
比 較	1	-	112	-	76	-	441	-

内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)
		補 正 後	99	-	1,995	-	36
補 正 前	98	-	1,995	-	36	-	-
比 較	1	-	-	-	-	-	-

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	2,046	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	2,046		
給 料	795	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	795		
職 員 手 当	3,689	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	3,689	超過勤務手当 地域手当 通勤手当 期末手当	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	3,060	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	3,060	超過勤務手当	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	2,046	報酬改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	2,046		
給 料	795	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	795		
職員手当	629	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	629	地域手当 通勤手当 期末手当	

